

議案第 85 号

南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年南あわじ市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する地域経済牽引事業のための施設^{けん}を設置するものに対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき固定資産税の課税を免除することによって、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

市長は、法第 6 条に規定する同意基本計画において定められた法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、法第 4 条第 6 項の規定による基本計画の同意の日から起算して 5 年以内に、法第 17 条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定する対象施設を設置した事業者（法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（以下これらを「対象固定資産」という。）

に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

第2条第2項中「当該固定資産を」を「対象固定資産のいずれかを最初に」に改める。

第3条第2号中「当該固定資産」を「対象固定資産」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 法第14条第2項の規定により承認を取り消されたとき。
- (2) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為により課税免除を受けたとき。
- (4) 市税の滞納があるとき。

(課税免除の承継)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除を受けている者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、対象施設において事業が継続される場合に限り、承継者からの届出により当該課税免除の承継をさせることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画による事業に関する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

(南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

- 3 南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第8条中「南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を「南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

(南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

- 4 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年南あわじ市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条中「南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」を「南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた法第4条第2項第2号に規定する集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において、法第9条第1項に規定する特定事業のための施設を設置した者について、固定資産税の課税を免除することによって、市における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的とする。</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 市長は、同意集積区域において、法第5条第5項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に、法第14条第3項の規定により承認された企業立地に関する計画（法第15条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第3条に規定する施設（以下「対象施</p>	<p>南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第2条に規定する地域経済牽引事業のための施設を設置するものに対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税を免除することによって、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 市長は、法第6条に規定する同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に、法第17条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した事業者（法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限</p>	

設」という。)を設置した事業者(当該同意基本計画に定められた法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは償却資産又はこれらの敷地である土地(以下これらを「固定資産」という。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

2 前項の規定により固定資産税について課税免除をすることができる期間は、当該固定資産を当該事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該固定資産の所在地、取得価額及び取得年月日
- (3) 略

第4条 略

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受けた者又は納期限の到来した市税を完納しない者が固定資産税の課税免除を受けた場合においては、その者に係る課税免除を取り消すものとする。

る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(以下これらを「対象固定資産」という。)に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税について課税免除をすることができる期間は、対象固定資産のいずれかを最初に当該事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 対象固定資産の所在地、取得価額及び取得年月日
- (3) 略

第4条 略

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 法第14条第2項の規定により承認を取り消されたとき。
- (2) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為により課税免除を受けたとき。
- (4) 市税の滞納があるとき。

(課税免除の承継)

第6条 固定資産税の課税免除を受けている者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、対象施設において事業が継続される場合に限り、承継者は、市長に届け出て当該課税免除の承継を受けることができる。

第7条以下 略

(課税免除の承継)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除を受けている者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、対象施設において事業が継続される場合に限り、承継者からの届出により当該課税免除の承継をさせることができる。

第7条以下 略

南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第7条 略 （適用除外）</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例</u>（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第9条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 （適用除外）</p> <p>第8条 この条例の規定は、南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び<u>南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例</u>（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年南あわじ市条例第17号）の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第9条 略</p>	

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略 （適用除外）</p> <p>第9条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）、南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第71号）又は<u>南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例</u>（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 （適用除外）</p> <p>第9条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第70号）、南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年南あわじ市条例第71号）又は<u>南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例</u>（平成20年南あわじ市条例第44号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p> <p>第10条 略</p>	